

令和2年4月24日

様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公関係

(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求の受付について

標記について、下記のとおり御連絡します。今後の手続きにつきましては、手続きの概要を記載した「開示決定等に際しての留意事項」を同封いたしますので、お読みください。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
なし
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日
令和2年3月16日(月)
- 3 受付番号
第76号
- 4 担当部局
法務省大臣官房秘書課
- 5 同封したもの
 - (1) 開示請求書の写し
 - (2) 開示決定等に際しての留意事項

開示決定等に際しての留意事項

- 1 開示請求があった行政文書の開示は、開示決定等にある程度の日時を要するため、受付と同時に実行されません。
- 2 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内に行われ、その決定は書面により通知されます（『行政文書開示決定通知書』又は『行政文書不開示決定通知書』）。
- 3 事務処理上の困難等正当な理由があるときは、30日以内に限り、開示決定等を行う期限を延長する場合があります。この場合は、書面により通知されます（『開示決定等の期限の延長について（通知）』）。
- 4 開示請求した行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等が行えない場合は、そのうちの相当の部分については、60日以内に開示決定等が行われ、残りの部分については、相当の期間内に開示決定等が行われることが、開示請求があった日から30日以内に書面により通知されます（『開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）』）。
- 5 仮に開示が受けられる場合は、開示が実施される日時、場所、求めることができる開示の実施の方法及び必要となる開示実施手数料の額等が書面により通知されます（『行政文書開示決定通知書』）。
- 6 5の書面（『行政文書開示決定通知書』）を受け取った日から30日以内に、書面で申し出を行う場合は、この書面に同封されている『行政文書の開示の実施方法等申出書』に必要な事項を記載した上で、これを提出していただくとともに、開示の実施に必要な開示実施手数料分の収入印紙を納付していただくこととなります。
開示実施手数料については、後日通知しますので、その後、納付していただくこととなります。
なお、写しの送付による開示の実施を希望される場合は、その送付に必要な費用も併せて納付していただくこととなります。
- 7 開示請求に係る行政文書に情報公開法第5条に掲げられている情報（不開示情報）があった場合や、情報公開法の適用が除外されている文書の場合などは、その情報は不開示とされる場合があります。
- 8 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。
ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

行政文書開示等請求書

令和 年 月 日

殿

氏名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

■■■■■

住所又は居所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒■■■■■

連絡先（連絡担当者の氏名・住所・電話番号）

TEL ■■■■■ FAX ■■■■■

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項
 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項
 情報公開条例第 条第1項

の規定に基

づき、下記のとおり行政文書（法人文書）の開示（公開）を請求します。

記

1 請求する行政文書（法人文書）の名称等

新旧対照表方式による省令等の改正の手法に関し、本文(改正文)及び表の作成の基準等を記載した文書、省内で検討*を行った文書、その他貴庁において取得し、又は作成した行政文書であつて、いわゆる新旧対照表方式について言及するもの。

* 参照した地方公共団体の事例、本文の表現をどのようにするか、表中において []、二重傍線等の従来の新旧対照表では用いられていない記号を用いるかなど。

2 希望する開示の実施方法等

電磁的記録（文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を含む。）をCD-Rに複写したものの送付による開示の実施を希望する。ただし、電子情報処理組織を使用する方法又は情報通信技術利用法の適用による方法が可能である場合においてはその方法を希望する。

開示請求手数料		(受付印) 2. 3. 16 076
---------	--	-----------------------

※この欄には記入しないでください

※ 担当課等	
※ 備考	